

『高崎市中小企業給与改善奨励金』のお知らせ

従業員の賃上げ実施や実施予定の、給与改善に取り組む中小企業に奨励金（1社最大150万円）を支給します

■ 対象となる事業者

高崎市内に本店もしくは事務所を有する中小企業で、中小企業基本法の定める中小企業に該当する事業者やその他の法人・団体（協同組合、同業組合、学校法人、社会福祉法人、医療法人など）。

ただし、市外に本店を有する中小企業者の場合は、市内に有する事務所に勤務する従業員数のみを対象とします。

※風営法第2条第5項で定める性風俗関連特殊営業を営む者は対象となりません。

■ 支給条件

①正規従業員、非正規従業員（パートタイム労働者含む）を対象に、賃金の増額改定を実施、もしくは実施予定の中小企業

※増額改定は、ベースアップの他に物価上昇等に伴う一時金や手当対応を含みますが、定期昇給は含みません。

※市税の滞納がある場合は対象となりません。

②令和5年4月1日から12月31日までに増額改定、もしくは実施予定の中小企業

※事業会計の直近に限り、決算期が令和5年4月1日以前で、すでに増額改定を実施し、令和5年4月1日以降も増額改定の影響が及んでいる中小企業者も対象とします。

■ **支給額** 従業員1人あたりの賃上げ率に応じて、交付します。（1社上限150万円）

賃上げ率	正規従業員・契約社員等	パートタイム労働者
1%未満	24,000円/人	8,000円/人
1%～2%未満	30,000円/人	10,000円/人
2%以上	36,000円/人	12,000円/人

※一時金の場合は、12分の1を乗じた額と給与に対する割合を賃上げ率とし、月額の手当対応の場合はその手当対応の月額と給与に対する割合を賃上げ率とします。

※国などの処遇改善制度等により増額改定を行った場合は、それらを除いて増額改定した部分を対象とします。

■ 申請期間

令和5年7月3日（月）～令和6年1月15日（月）

※実施予定の事業者でも事前に申請可能ですので、早めの申請をおすすめします。

■ **申請方法から支給までの流れ**（事業者が申請でき、奨励金は事業者へ支給します）

①市ホームページから電子申請、郵送、窓口持参のいずれかにて申請。

添付書類 ・誓約書、奨励金交付計算書等（様式は、高崎市ホームページよりダウンロード）
・増額改定を証する書類（給与台帳、賃金台帳、一人別徴収簿等）



高崎市ホームページ

②申請書を審査後、交付決定書を通知します。

③賃金改定後、速やかに実績報告書と振込口座記載の請求書を提出して下さい。

④実績報告書に基づき、奨励金を支給（口座振込）します。

<問合せ先> 〒370-8501 高崎市高松町35番地1

高崎市商工観光部 産業政策課労政担当 電話：027-321-1255